

定期監査の結果に基づく改善等の措置について

8 都市建設部

(5) 建築住宅課

指摘事項	原因及び改善（措置検討）状況
<p>ア 補助金等交付事務について</p> <p>特定空家等除却促進事業補助金について、交付要綱第2条に所有者若しくは相続人等の同意が必要である旨規定されているが、要綱通りに運用されていない事例が見受けられた。交付要綱の定めと実務上の処理に乖離が見られるため、手続きの見直しを検討されたい。また、交付要綱を見直される場合には、関係法令を確認のうえ、法令と齟齬がないよう留意され、適正な見直しとされるよう対応されたい。</p>	<p>疎遠となっている他の所有者や相続者に同意を取るとは現実的に困難であり、すべての所有者等の同意書がなければ補助を認めないとすると危険な空き家の解体が進まない。したがって、申請者の負担を軽減させ、早期に危険空き家の解体を行っていただくために、「申請者の責任において解体を行う旨の承諾書」を添付することで補助を認める柔軟な対応をしていた。</p>
	<p>その後の措置状況</p>
	<p>承諾書の添付で補助ができるよう要綱を改正した。R2. 4. 23</p>